

## 1 過去の金融分野における事件

件名 (措置等の年月日)	内容	関係法条
米国ドル建て国際機関債の取引を行う事業者に対する件 平成30年3月29日 (公表)(注1)	外国に所在する金融機関2社が、我が国に所在する特定の金融機関が見積依頼を行った米国ドル建て国際機関債に係る取引について、英国ロンドンに所在するトレーダーの間で、情報ベンダーが提供するチャット機能を利用して顧客からの既発債の購入について情報交換を行い、2社のうち一方が、他方が顧客に提示したとするスプレッド(※)よりも大きいスプレッドを提示することにより、他方が当該取引を受注できるようにする旨を合意した。 (※) 米国ドル建て国際機関債の利回りと、当該債券と償還期間が同程度の米国債の利回りとの差をいう。スプレッドが大きいほど当該債券の価格は低下する。	独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止)
ドイツ証券株式会社に対する件 平成29年3月15日 (警告)	他の証券会社との間で、欧州国債について、継続して、我が国に所在する顧客からの引き合いに関する情報、価格に関する情報等を交換するなどし、また、他の証券会社と共同して、欧州国債のうち我が国に所在する顧客が電話取引により複数銘柄に対する見積価格の提示を求める方法で売買の発注を行うものについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた疑い。	独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止)
平成17年(勸)第20号株式会社三井住友銀行に対する件 平成17年12月26日	自行と融資取引関係にある事業者であって、その取引上の地位が自行に対して劣っているものに対して、融資に係る手続を進める過程において、金利スワップの購入を提案し、金利スワップを購入することが融資を行うことである旨又は金利スワップを購入しなければ融資に関して不利な取扱いをする旨を明示又は示唆することにより金利スワップの購入を要請し、金利スワップの購入を余儀なくさせている。	独占禁止法第19条(平成21年改正前の一般指定第14項(優越的地位の濫用)) (注2)
平成16年(勸)第19号株式会社百十四銀行ほか5社に対する件 平成16年7月27日	香川県信用農業協同組合連合会、香川県農業協同組合等の香川県所在の金融機関6社が共同して、それまで徴収していなかった学費システムによる給食費、PTA会費等の学校諸費の口座振替に係る手数料を、幼稚園、小学校、中学校等から徴収することとし、学費システムに係る口座振替手数料を決定している。	独占禁止法第3条 (不当な取引制限の禁止)

(注1) 本件は、違反行為を認定したが、排除措置命令を行うことができる期間(違反行為がなくなった日から5年(令和元年改正前独占禁止法の規定による))を経過していたため、審査を終了した。

(注2) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。